

黒沢尻東小学校いじめ防止基本方針

北上市立黒沢尻東小学校
平成 29 年 12 月改定
平成 31 年 3 月改定
令和 3 年 3 月改定
令和 6 年 3 月改定
令和 8 年 3 月改定

I いじめ防止等に関する基本的な考え

1 いじめ防止等について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。事実、全国のみならず、岩手県においても、近年いじめを理由にした自殺事件が発生しており、いつ、どの学校でも、どの児童等にも起こり得る。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と児童生徒、児童生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、学校が丸丸となつて、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

各学校及び家庭が、いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人の関わりについて、子供たちに真剣に考えさせていくことは、本県教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かで思いやりのある子ども」の育成を目指し、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活をおくることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むものである。

2013（平成 25）年の「いじめ防止対策推進法」、2014（平成 26）年の「岩手県いじめ防止のための基本的な方針」（以下「法」という）、更に、2015（平成 27）年の「北上市いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校のみならず、家庭、地域、行政、その他関係機関の連携のもとで、いじめの防止、早期発見、および対処（以下「いじめの防止等」という）における対応策を推進するための方針を定め、本校教育目標の具現化を図るものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの基本認識

以下に示す「いじめのサイン（国の基本方針参照）」を基にして、丁寧かつ慎重に判断する。

いじめのサイン例

- 冷やかしかからかい悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、小グループや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属団体の構造上の問題

(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめ未然防止のための取り組み

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

1 平時の備え

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという共通認識に立ち、教職員全員がいじめの「小さな兆候」を見逃さないよう、日頃から生徒との信頼関係構築に努める。また、疑いがある場合は「単なる喧嘩や悪ふざけ」と軽視せず、組織的に対応を開始する。

2 教職員による指導について

生徒指導のねらいは、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力・態度を形成していくための指導・援助をとおして自己指導能力を育成することにある。その際、単なる問題行動への対応といった消極的な生徒指導にとどまらず、すべての生徒の健全育成をめざす積極的な生徒指導を進めていくことが大切である。

いじめを防止する積極的な生徒指導を進めるに当たって、中核となる生徒指導の4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意図的に生かし、授業改善に努める。

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、自己存在感を与えるよう認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたわかりやすい授業を心がけ、授業の中に積極的に自己決定の場を設け、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力(の素地)を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図り共感的な人間関係を育成する。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、生徒指導の4つの視点(「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」)を視野に入れた授業改善に努め、年3回の「いじめアンケート」と年1回のQUテストを実施し、早期発見や「いじめ防止」の意識付けを図る。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (7) 教職員の言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導

のあり方に細心の注意を払う。

(8) いじめに関する法の理解やいじめの問題についての認識を深めるための校内研修に取り組む。

3 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動等の場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

4 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要であることに鑑み、まなびフェストの中に「いじめ」に関する項目を設けたり、話し合われた内容を必要に応じて情報共有するよう努めるものとする。

5 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ対策機関としての機能を備えた次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例会やケース会議を兼ねる。

- (1) 構成員
校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係職員等
- (2) 取り組み内容
 - ①いじめ等に関わる問題行動ケースの掌握及び対応策の分析検討
 - ②アンケート及び教育相談の実施と結果における報告（各学級・学年の状況報告等）
 - ③日常における児童観察及び巡視
 - ④児童支援委員会（定例会）、ケース会議等におけるいじめに関連した事案の分析
 - ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期
いじめ事案発生時に、緊急招集し事態の収束まで随時開催するほか、定例会と兼ねて開催する。

6 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「心が通うあいさつ運動」や「いじめ撲滅運動」等に関する取り組みの実施
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会活動の実施
- (3) 各関係機関との連携による「人権擁護」や「非行・防犯防止教室」等の開催

7 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針をHP等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議でいじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

3 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ等の問題にかかわる校内研修会
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

Ⅲ いじめ早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、課外活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査及び結果分析 QU 6月、アンケート (10月、2月)
- (2) アンケート調査結果分析を基にした児童への面談、教育相談 6~7月、10~11月、2~3月
- (3) 日記、連絡ノート等における記録からの情報収集 適宜
- (4) 家庭訪問、保護者面談等における教育相談の実施 適宜

3 相談窓口の紹介及びいじめ防止等の対策組織

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときには、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口及び対策組織を下記の通りとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| ○日常のいじめ相談 (児童及び保護者) | ・ ・ ・ ・ ・ 全職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | ・ ・ ・ ・ ・ 教育相談係 (生徒指導主事) |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | ・ ・ ・ ・ ・ 副校長、生徒指導主事 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | ・ ・ 学校または警察署 |
| ※北上市少年センター悩み相談室 | ・ ・ ・ ・ ・ 0197-72-8302 (10:30~17:00 平日のみ) |
| ※24時間いじめ相談電話 (県教委) | ・ ・ ・ ・ ・ 019-623-7830 (24時間対応) |

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、校長以下全ての職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめ防止対策委員会は配慮が必要な児童かどうか確認し、必要に応じた配慮の下、児童支援の方策を協議する。
- (4) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (5) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。

- (6) いじめの事実が確認された場合にはいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (7) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められたときには、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、児童支援委員会（「いじめ対策委員会」）で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネット環境への利用環境について、ゲーム機、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 情報機器関連に関する防犯教室を実施し、いじめにつながる事案等を盛り込んだ体験学習を行い、いじめ抑止に関心を深めさせる。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に

至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

V 重大事態への対処

1 重大事態の意味

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

児童生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合 など

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき。

○「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の児童支援委員会（いじめ対策委員会）が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報について配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【別紙 1】

日常の予防・早期発見体制

【相談・通報・窓口：生徒指導主事】

